

農地等利用最適化推進施策に関する意見書を提出しました

9月25日、「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を稲田市長に提出しました。

これは、農業委員会等に関する法律第38条の規定により、委員の日ごろの活動や、農業者の方々から寄せられた「現場の声」をもとに意見書を作成し、市に対し農業施策の意見・改善等について提出するものです。



【主な意見書の内容】

1 農地利用の高度化促進

- (1) 担い手への農地利用の集積・集約
- (2) 遊休農地の発生防止・解消

2 担い手の確保・育成

- (1) 新規就農・参入の促進
- (2) 生産性の向上

3 持続可能な農業・農村づくり

- (1) 多様な担い手の確保
- (2) 地消地産・販路拡大、流通販売体制整備の促進
- (3) 鳥獣被害対策の促進
- (4) 中山間地域対策の拡充

4 その他

- ・進捗状況をフォローアップする仕組み、見える化
- ・積極的なプロモーションや情報発信の強化



意見書の提出後は、稲田市長と農業委員・農地利用最適化推進委員による意見交換を行いました。

昨今のコメを巡る情勢や、依然として続く物価高騰による農業への影響について、今後も安心して農業経営できる環境や、持続可能な農業の確立するために、改善・支援等について意見交換を行いました。

農地パトロールを実施しました

農地の利用状況を把握し適正な利用を図るため、7～10月まで市内全地区の農地パトロールを実施しています。農地パトロールの結果、遊休化の恐れがある農地の所有者に対して是正指導を行い、遊休農地の発生防止・解消に努めています。

また今回の農地パトロールでは、昨年度に新規就農された若手農業者の状況確認も行いました。初めての収穫も行い、出荷されたそうです。今後も新しい担い手に対しても助言など行っていきます。

【農地の適正な管理を】

荒れた農地は、病害虫・鳥獣被害や火災の原因となるだけでなく、産業廃棄物などを不法投棄の原因にもなります。農地の所有者の方は、定期的に除草や耕起など適切な管理をお願いします。



農業委員会だより

見附市農業委員会 ドリームアグリ No.37 令和8年1月

ドリームアグリ

農業委員会だよりの愛称「ドリームアグリ」は、農業への夢をイメージしながら、この紙面で語っていききたいという気持ちをこめています。これからもご愛読宜しくお願い致します。

農業委員会事務局 ☎ 62-1700 (代)

新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます

去年は米の価格が上昇する中で、消費者が米づくりを身近に感じた機会となりました。令和7年産米の「作況単収指数」は県内102、品質も良好で主食用米の不足感は解消され、米政策も需要に応じた生産に落ちつく見込みです。

こうした中、市では、農業者の意向に基づき市内6地区で「地域計画」を策定しました。10年後の農地利用、担い手育成などその実現に向けて、農業委員会も協力して取り組んでいます。現状維持の多い中、将来を見据え農地を守り集約する「目標地図」知ってもらい、継続した話し合いから見直しが始まっています。

農業委員会では、日々の農地パトロールなど、遊休農地の発生防止や、担い手の育成・確保対策など新規就農者の自立相談などにも乗っています。昨年9月に市長に意見書を提出し、市長との懇談会では、米の安定生産、多様な人材呼び込み、獣害対策等々、現場からの声を積み上げ政策提案を行いました。

今後とも、農業委員、農地利用最適化推進委員は、地域の世話役として、農地利用の最適化に向け活動を進めてまいりますので、皆様の一層のご支援とご協力をお願いいたします。

新しい年が皆様方にとりまして幸多き年でありますよう心よりお祈り申し上げます。



見附市農業委員会 会長
関谷 常夫

農地利用最適化推進委員
太田 智明
池田 幸明
小川 浩幸
星野 和成
石田 庄剛
佐藤 剛

農地利用最適化推進委員
廣瀬 吉春
平井 忠勝
矢野 一男
三本 仁
小林 英史
鈴木 志

農業委員
齋藤 高政
小橋 行志
齋藤 義夫
小藤 平仁
齋藤 高央

農業委員
渡邊 友和
三本 孝喜
小沢 孝子
山田 久栄

会長代理 佐藤 徹
会長 関谷 常夫



農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します

令和8年7月19日に農業委員および農地利用最適化推進委員の任期が満了することに伴い、それぞれ次期委員の募集を行います。

	農業委員	農地利用最適化推進委員												
募集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体や個人からの推薦、自らの応募 ・ 所定の様式で農業委員会事務局へ(市役所2階)提出するか、郵送で提出してください(※詳しくは募集要項をご覧ください) ・ 募集要項・届出様式は、農業委員会事務局で配布のほか、見附市ホームページからもダウンロードできます <p>https://www.city.mitsuke.niigata.jp/soshiki/21/46235.html</p> 													
募集期間	令和8年2月9日(月)～令和8年3月9日(月) 【消印有効】													
資格要件	<p>農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に関する事項に関しその職務を適切に行うことができる方</p> <p>次に該当する方は委員となることができません</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は受けることがなくなるまでの者 													
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地に係る許認可 ○ 農地利用の最適化の推進に係る業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手への農地利用の集約・集積化 ・ 遊休農地の発生防止 ・ 新規就農者の確保 ○ 毎月の会議(総会、部会等)、研修や現地視察等への出席 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担当地区の農用地利用の最適化の推進に係る業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手への農地利用の集約・集積化 ・ 遊休農地の発生防止 ・ 新規就農者の確保 ○ 毎月の会議(総会、部会等)、研修や現地視察等への出席 												
募集人数	市全域で募集 12名	地区ごとに募集 計12名												
選考方法	見附市農業委員候補者評価委員会が選考し、市長が議会の同意を得て任命します	<table border="1"> <tr> <td>見附</td> <td>2名</td> <td>葛巻</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>北谷</td> <td>2名</td> <td>新潟</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>上北谷</td> <td>2名</td> <td>今町</td> <td>2名</td> </tr> </table> <p>見附市農業委員会農地利用最適化推進委員評価委員会が選考し、農業委員会において委嘱します</p>	見附	2名	葛巻	2名	北谷	2名	新潟	2名	上北谷	2名	今町	2名
見附	2名	葛巻	2名											
北谷	2名	新潟	2名											
上北谷	2名	今町	2名											
任期	令和8年7月20日～令和11年7月19日(3年間)													
身分	非常勤特別職の地方公務員(※職務には守秘義務が伴います)													
報酬	33,000円(月額)	30,000円(月額)												
問合せ	農業委員会事務局 62-1700(内261)													

農地の無断転用は法律違反です ～「許可」又は「届出」が必要です～

STOP違反転用

農地法改正により悪質な違反者は公表されます

農地転用とは～

農地を農地以外のものにする事です

- ・ 住宅や事務所を建てる
- ・ 駐車場・通路にする
- ・ 資材置場や残土置場にする、、、など

農地転用の手続は～

所定の様式で申請し、**農業委員会の許可(届出)**が必要です(農地によっては転用できない場合がありますので、事前に農業委員会へご相談ください)

違反転用すると～

無断転用や計画と違う転用を行った場合

- ・ 今後の農地の所有権移転ができない場合があります
- ・ 許可取消しや許可条件変更、工事の停止・原状回復命令を求められる場合があります
- ・ 罰則を適用する場合があります

罰則とは～

3年以下の拘禁刑または300万円以下の罰金(法人は1億円)(原状復旧に応じない場合に行政代執行の対象になり、費用を徴収されることもあります)

罰則の対象は～

- ・ 違反転用者
- ・ 事業を請負った者や事業者(建設事業者や運搬事業者も対象になり得ます)

違反転用かなと思ったら～

- ・ 農業委員・最適化推進委員や農業委員会事務局へお知らせください

農業者年金に加入しませんか ～農業者年金で安心して豊かな老後を～

加入要件は以下の3つです

- ・ 年間60日以上農業に従事
- ・ 国民年金第1号被保険者(免除者を除く)
- ・ 60歳未満(任意加入被保険者は65歳まで)

注目ポイント

- ・ 農地を所有していなくても加入できます
- ・ 支払った保険料は、全額控除できます
- ・ 終身で年金を受け取れます
- ・ 積立方式・確定拠出型で少子高齢化時代に強い年金です
- ・ 一定の要件を備えた方は保険料の国庫助成があります

農業者年金説明会を開催しました

農業者年金受給予定者を対象とした説明会を開催しました。新潟県農業会議の谷川相談員を講師に招き、制度内容や手続きなど説明いただきました。

この説明会で、改めて年金をご確認いただくとともに、スムーズな受給に繋がっていきます。

